導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

大鰐町の人口は、1960年の18,777人をピークに減少に転じ、2019年には8,665人、2040年には2019年の5,800人程度にまで減少すると推計されている。

高齢化も進展し、2040年の65歳以上の人口割合は43%程度にまで上り、それに伴い生産年齢人口の割合も46%程度まで落ち込むものと推計されている。全国の動向と同様に、少子化の進行によって生産年齢人口の減少及び労働力の減少が今後も続くものと想定される。

本町の産業構造は、製造業や卸売・小売、その他のサービス業など多岐にわたっているが、町内の事業所数は減少傾向にあり、2019年の事業所数は2009年と比較すると27%減少しており、今後も商業の衰退、製造業全体の規模縮小など経済活力の低下が懸念されている。現在、町内の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると町内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、町内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことが喫緊の課題である。

(2) 目標

本町では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、限られた人員による事業の効率化を図ることとする。これにより、本町の中小企業が設備投資を積極的に行い、人口減少局面においても経済発展していくことが期待される。

これを実現するための目標として、計画期間中に20件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、農林業、建設業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

町の産業は、駅周辺、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象となる区域は町全域とする。

(2) 対象業種・事業

町の産業は、農林業、製造業、建設業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があるため、全業種を対象とする。

生産性向上に向けては、ロボットやAIによる自動化の推進、IoTやICT機器導入による事務効率化、省エネの推進等、業種や事業者によって多様な取組が想定される。よって、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月19日から令和7年6月18日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間、5年間とする。

- 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項
 - ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、 雇用の安定に配慮する。
 - ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
 - ③ 市町村税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。